

北陸不動産公正取引協議会 平成21年度 事業計画

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

経済危機打開にむけての政府による各種追加経済対策の検討が進められ、長期優良住宅制度、大幅ローン減税、贈与税の非課税枠500万円の創設等が施行された。

国民の重要な財産である不動産の流動化は、経済・社会の活性化のために喫緊の課題であるが、制度変革期こそ、不動産広告表示への配慮が必要である。

当協議会においては、構成団体一致団結の下、研修・相談・調査等を通して、不動産広告の適正化、公正取引の促進に努める。

1. 運営体制の整備

平成22年度より持ち回り体制での事業運営を行うため、協議会規則、運営規程を見直すとともに、効果的・効率的運営のための体制強化に努める。

2. 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会において相互に講師を務める。

3. 広告調査と違反再発防止

広告調査を実施するとともに、違反再発防止の指導を行う。

4. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受付け、規約違反を未然に防止し、適正な規約運営に努める。

5. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

6. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り、規約の統一的解釈、運用に努める。

7. 諸会議への参加

不動産公正取引協議会連合会総会等の会議に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。